## 【財産目録】

※この様式は、地方税法第15条第1項若しくは第2項の規定による徴収猶予若しくは同法第15条の5第1項若しくは同法第15条の6第1項の規定による換価の猶予又はそれらの猶予期間の延長の申請をする場合において、その猶予又は猶予期間の延長を受けようとする金額(未確定の延滞金を除く。)が300万円超のときに提出する書類です。

## <記載要領>

(1) 「1 住所・氏名等」欄

法人である場合には、その代表者の氏名を併せて記載してください。

(2) 「2 財産の状況」欄

この書類を提出する日(以下「作成日」という。)における状況を記載してください。

- ア 「(1) 預貯金等の状況」欄
  - (ア) 預貯金については、その預け先金融機関等の名称・支店名、預貯金等の種類(普通、当座、定期、 貯蓄等)及び金額を記載してください。
  - (イ) 預貯金等のうち借入の担保になっているものについては、「(3) その他の財産の状況」欄の「その 他財産」欄に記載してください。
- イ 「(2) 売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛先等の名称・住所、種類(売掛金、貸付金、未収金等)、回収予定日(手形の場合は支払期日)、 回収方法(現金、振込、手形、小切手等)及び金額を記載してください。

- ウ 「(**3**) その他の財産の状況」欄
  - (ア) 国債・株式等の有価証券、不動産等、車両等、「(1) 預貯金等の状況」及び「(2) 売掛金・貸付金 等の状況」に記載した財産のほかに所有している財産を具体的に記載してください。

なお、「その他財産」欄には、敷金、保証金、保険等のほか、預貯金等のうち借入の担保になっているものを記載してください。

- (イ) 「担保等」欄は、記載された財産に抵当権等の担保権が設定されている場合にチェック (✔) してください。
- (ウ) 「直ちに納付・納入に充てられる金額」欄は、記載した財産のうち、現金化することが容易で直ち に納税に充てられる財産の金額を記載してください。
- エ 「(4) 借入金・買掛金の状況」欄

借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了(支払)年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載してください。

- (3) 「3 現在納付可能資金額」欄
  - ア 「①当座資金額 ((A)+(B))」欄

「2(1)預貯金等の状況」欄の「預貯金等合計(A)」欄の金額と「2(3)その他の財産の状況」欄の「合計(B)」欄の金額の合計額を記載してください。

イ 「②当面の必要資金額((C))」欄

「「②当面の必要資金額」の内容」欄の「(支出見込)—(収入見込)(C)」欄の金額を記載してください。

(ア) 「事業支出」欄

提出日からおおむね1月以内に支出する、納税者の事業の継続のために必要不可欠な金額及びその主な内容を記載してください。

なお、提出日からおおむね1月を超える期間における支出のために資金手当てをしておかなければ、 その事業を継続することができなくなると認められる場合等においては、必要最小限度の範囲内の所要 資金を算定して、この欄の金額に含めてください。

- (注) 1 納税者が給与所得者、年金所得者等、事業を行っていない個人である場合は、この欄の金額は 0円となります。
  - 2 提出日から1月以内において、資金繰りが最も窮屈になると見込まれる日が明らかである場合は、その日までの支出見込金額を記載して差し支えありません。
- (イ) 「生活費」欄(個人の場合のみ)

計算期間に支出する納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費の合計金額を記載してください。

なお、納税者の事業等による収入などの状況を踏まえ、計算期間を超える期間のために資金手立てを する必要がある場合には、必要最低限の所要資金を算出して加算することができます。

また、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している者がいる場合は、その負担額を控除してください。

## (ウ) 「収入見込」欄

提出日からおおむね1月以内に入金予定の事業収入、給与収入その他の収入金額及びその主な内容 (給与収入の場合は支給者の名称・所在地、事業収入の場合は取引先の名称・所在地等)を記載してく ださい。

- (注) 提出日から1月以内において、資金繰りが最も窮屈になると見込まれる日が明らかである場合は、 その日までの収入見込金額を記載して差し支えありません。
- (工) 「(支出見込)—(収入見込)(C)」欄

次により計算した金額を記載してください。 (マイナスの場合は0円) 「「事業支出」欄の金額」+「「生活費」欄の金額」-「「収入見込」欄の金額」